

医政発 1005 第 3 号
令和 5 年 10 月 5 日

公益社団法人 日本歯科衛生士会 会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の全部を改正する件」の公布
について (通知)

標記について、別紙のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知をお願いいたします。